

令和3年度第3回千葉県特別支援教育研究推進会議 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和3年12月24日（金）午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 千葉県教育会館 604 会議室
- 3 議 題 「千葉県特別支援教育推進基本計画（案）について」
- 4 配付資料 資料1～7
- 5 出席者 委員11名、事務局6名
- 6 傍聴者 1名
- 7 議 事

（1）第1章「概要」及び第2章「第2次推進基本計画の取組と評価」について

○委員：16ページの「3 主な課題」について。

「小学校就学前の幼児の多くが私立幼稚園や保育園等に通っており、小学校入学後の指導・支援の充実のためには、私立幼稚園等への対応について検討していくことが必要」とあるが、具体的な方向性があるか。

○事務局：学事課と連携を図っており、県が研修会を実施する際に私立幼稚園の職員が少しでも参加できるようにする、資料を提供するなどを検討している。

○委員：小学校入学前の対応が課題と指摘されている。これを取組の中で言及しているかどうかを今後確認していただきたい。

○委員：15ページ図8「連続性のある『多様な学びの場』について」のイメージ図について。通級による指導や特別支援学級、特別支援学校、自宅・病院における訪問指導については「必要があるときのみ」とあるが、このくくりが気になる。他の文言で示されるべきだと思うが、どのような経緯でこのようになったのか。

○事務局：このイメージ図は、文部科学省で使用している図をそのまま使用している。第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の52ページでも同じように使用している。

○委員：文部科学省は全国一律で提示する必要があるので、この表現になったかと思うが、15ページの図には、千葉県としての方向性がここで示されてもよいのではないかと感じた。

○委員：16ページの課題「設置基準への対応」について。「特別支援学校設置基準への対応についても各学校の実状に合わせて検討していく必要がある」と記述されているが、この表現では弱いのではないか。

○事務局：特別支援学校設置基準は令和3年9月に文部科学省から公布されたもので、特別支援学校設置の際の最低限の基準となるものである。このなかで、既存校については、「なお従前の例によることができる」とされている。各学校の教室の使用状況や在籍者数の状況等により対応できるものが違うため、この書きぶりとなった。第3次県立特別支援学校整備計画ではこの書きぶりとした。

(2) 第3章 第1節「本県の特別支援教育の基本的な考え方と目指す姿」について

- 委員：第2章の「3 主な課題」で書かれている「私立幼稚園」「公立幼稚園」における個別の教育支援計画や個別の指導計画のことなどが、目指す姿、すなわちゴールに書き込まれるべきではないか。そこに書き込まれることで、具体的な対応につながるのではないか。そのような流れが必要なのではないか。
- 事務局：課題に対して「目指す姿」を示すことは大切。考えていきたい。
- 委員：19ページ「Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上」について。不登校児についての記載がないが、在宅のままでよいのか。ICTの利活用が生かされるのではないか。この項目の中に、「病気療養中の児童生徒に対して、また、不登校児に対する対応も・・・」のように記載してはどうか。
- 事務局：この部分に対しては、御指摘のとおり、病気療養中に限るものではなく、広く使えるものだろうという議論をしている。検討していきたい。
- 委員：不登校について。学校に行きたくてもいけない子についてはどのようにしたら解決するか。「問題を起こすから行かせない」「家庭の問題があるから行かせない」というときに、生徒がどのように行動を起こすのかについては、ICTに限ったものではないだろう。保護者に対する支援についても考えていただければと思う。
- 委員：第2節「実施する主な施策と具体的な取組」について。就学支援関係で、「今落ち着きがないから、特別支援学校でスタートし、落ち着いたら通常の学校で」という声がだいぶ聞こえるようになっている。切れ目のない支援ということで、就学支援の成果を入れるべきか否か、事務局の考えを伺いたい。
- 委員：19ページ「Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目のない支援体制の充実」について。トライアングルプロジェクトは、それぞれの連携が図れていない。40代の父母の家庭は非正規雇用で就労している方も多く、ぎりぎりで生活している。学校側から福祉の現場と関わり、福祉現場を取り込んで取組を進めていくことが大切だと考えている。
- 事務局：具体的な取組としては、30ページ「8 市町村教育委員会、市町村福祉部局等との連携強化」に、市町村教育委員会と市町村福祉部局、そして学校と放課後等デイサービスとの連携を記載している。19ページの「目指す姿」の中にも、そのあたりのことを記載するほうがよいとの御指摘でよいか。
- 委員：そのとおりである。

(3) 第3章 第2節「実施する主な施策と具体的取組」について

①重点項目Ⅰ「障害のある子供の学びと切れ目のない支援体制の充実」について

- 委員：25ページ、主な施策2「就学前における早期からの相談・支援の充実」についてだが、22ページに記載されている「教育計画の活用率」などが、他よりも低い。これらの活用がうまくされていないのかと思う。我々も、このことは課題と考えている。福祉の場にもこれらの問題がある。

- 事務局：この活用率は、進級進学の際に、計画を作成して個別に面談を行うとともに、次の機関に渡したものを挙げている。
- 委員：22 ページ「目標値の設定」の表の中の目標項目に「公立幼稚園、こども園、認定こども園の…」という表現があり、23 ページには「幼稚園、認定こども園の…」という表現があるが、これは何か。
- 事務局：私立幼稚園を含む項目は「幼稚園」、含まない項目については「公立幼稚園」としている。
- 委員：公立、私立ではなく、行政の垣根のようなものは特別支援教育では取り払っていただきたい。
- 委員：24 ページ「副次的な籍の取組」について。取組の趣旨については理解できる。この取組を進めていくには、各校の特別支援教育コーディネーターの役割が大切になる。

②重点項目Ⅱ「特別支援学校の整備と機能の充実」について

- 委員：39 ページの前書きの部分について。前段に過密状況や設置基準についての内容が書かれており、その後、研修会や総合的な教育機能を有する特別支援学校の展開について記載されている。しかし 40 ページの目標値を見ると、連絡・調整会議に参加した回数やコミュニティ・スクールの校数などが挙げられている。前書きと目標値の関連性がよくわからない。もう少し説明が必要なのではないか。
- 委員：43 ページ「主な施策 4 多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進」について。「VUCA」は一般の方が読んだときに理解できないのではないか。一般に向けて発行する計画の文書の中では、このような難解な言葉をあまり使いすぎない方がよいのではないか。
- 委員：言葉の使い方について。専門用語をつい使ってしまう。用語についてもわかりにくいものについては丁寧に解説するなど、その都度、見直していきたい。
- 事務局：わかりやすい表現に直していきたい。また、前書きと目標値の関連については、今一度吟味させていただきたい。
- 委員：40 ページ「県立特別支援学校の計画的な整備」について。作業棟をつくり、空き教室が生まれて過密状況が改善するかと思ったが、それでも教室が足りない状況。葛南地域は浦安市に特別支援学校ができると聞いたことがあるが、浦安市から通学する子供が市川から通学する子供よりも増えている。浦安市に場所がなく、作れないとも聞いたことがあるが、実際に浦安市に新しく作ることは考えているか。
- 事務局：市川特支への過密状況への対応については、第 2 次整備計画で、作業棟の増築を行うことで普通教室を校内に整備することで対応した。併せて、新設校を設置して対応することも記載している。新設校の設置の具体については、次期計画の中で継続して検討していきたい。
- 委員：44 ページ「寄宿舎の新たな活用方法の検討」について書きぶりについてなぜ

このようになったのか、教えていただきたい。

- 事務局：寄宿舎については、遠距離通学への対応として設置されたが、遠距離というよりは、自立に向けた生活の力をつけたいという児童生徒を入れているという実情がある。このままだと使用する子がいなくなり、寄宿舎を廃止せざるを得ない。専門学科、職業コースについては、まだ具体的に増減についてはこれから検討していくことであるため、「課題が出てきている」という書きぶりにしている。

③重点項目Ⅲ「ICTを活用した教育の質の向上」について

- 委員：ICTを活用した教育の質の向上ということであるが、一人一台パソコンの配布、Wi-Fiの整備については、どうか。
- 事務局：特別支援学級については、ほとんどの自治体で一人一台パソコンが整備されている。問題は特別支援学校への整備である。国の進めている一人一台パソコンの整備は義務であり、本県も承知している。予算に関わることであるので、ここではこれらの整備が行われることを大前提として議論していただきたい。
- 委員：46ページ「目標値の設定」について。新型コロナウイルス感染症の影響でリモートなどを活用しているが、学校評価では「直接会えない」ので不満というような声が上がっている。新型コロナが収束した後に、保護者のニーズと合致するのか、検証が必要である。45ページ下から7行目に「特別な支援が必要な児童生徒に特化したものです」との表記があるが、特別な支援を必要とする子供たちのための計画なので、この記載は違和感がある。
- 事務局：授業の基本は対面授業である。遠隔教育がいつでも必要に応じてできる体制を整えているかということがポイントであると考え。今までも、様々な理由で学校に登校できない子について、家庭訪問等で対応していたが、遠隔の仕組みを活用すると、他の子供と共有して対応できる。御意見として参考にさせていただきたい。
- 事務局：県内教育事務所ごとに1校ずつ研究校を指定し、ICTを利用した自立活動の指導を研究してきた。全てを遠隔ではできないが、一部を行うことで、他校に行かなくても学習できるなどの利点もある。成果がまとまったら、反映させていきたい。
- 委員：小中学校は一人一台パソコンが配布され、授業でも積極的に活用している。家庭への持ち帰りについては、まだ日常的に行っているというところまでは至っていない。教師の指導力が小中学校での課題であり、支援員の配置が課題であろう。タブレットに「なりすまし」でログインし、いじめを行うなどの事件があったことは記憶に新しいところである。子供たちの使用の仕方についても、家庭を含めて整備していく必要がある。文部科学省のGIGAスクールについても、タブレットの長時間使用など健康面への配慮を盛り込む必要もあるだろう。
- 委員：ノウハウを集約し、特別支援教育課が活用していく必要があるのではないかとこの考えもあると思うがどうか。
- 事務局：高等学校も遅れている。小中学校で出ている活用方法や、そこにある弊害な

どについて情報を得ながら、特別支援学校に導入されたときに戸惑わないようにと考えている。

○委員：本校（小学校）ではパソコンを家庭に持ち帰っている。活用については、オンラインでの活用ではなく、主にタブレットにアプリをダウンロードしてルビ付きにする、音読してもらい、パワーポイントで何かを作るなどして活用している。校長会でどのように使用しているかを各校から挙げていただいているので、それを校長会で各校にフィードバックしている。

○委員：計画の中には電子教科書の話は出てこないが、そのあたりについてはどのように考えているか。書き込まないのか。

○事務局：デジタル教科書についても有効な活用方法の一つと考える。具体的にどのように計画の中に盛り込むかについては、部会でも上がっていなかった。今後検討していきたい。

○委員：高等学校は来年度からWi-Fiが運用。BYODによりようやく始まる。47ページ「2 Web会議システムを活用した遠隔教育の推進」の取組については、学校に登校できない子についてもここに入ってくるとして、幅広くとらえてもよいものか。また、「小・中・高等学校と連携をとりながら」、という「連携」の主体は何か。「各課との連携をはかる」というほうがよいのではないか。

○事務局：病気療養児について、以前は小中高等学校の児童生徒が入院したときに病弱特別支援学校にて学習指導を行っていた。「本校が遠隔指導を行った際に単位が認められる」と制度が設けられたため、全ての病気療養児が病弱特別支援学校に転学、という形ではなくなった。コーディネートするという意味合いもこの中には入っている。高等学校に遠隔指導のシステムが入れば、そのまま転籍せずにできる。

○委員：高等学校における遠隔授業について、単位認定は学校が判断できることではない。学習指導課が判断している。制度としてはほとんど整っていない。

○委員：本校では遠隔で行った。長期ではなかったが、病院と相談して実施し、問題はなかった。

○委員：中学校では議論には上がっていない。入院時の遠隔教育については、各学校で対応している。

○委員：病弱、訪問教育についての考え方が変わっていくということか。

○事務局：御指摘のとおりである。病弱機能を特別支援学校がすべて担うということは不可能である。遠隔教育が通常の小・中・高等学校でも可能であることから、各校からノウハウの問合せを受けたときに特別支援学校が啓発を行っていくことも必要だろう。

④重点項目Ⅳ「卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実」について

○委員：53 ページ、主な施策3の具体的な取組①について。「法定雇用率達成」という表現はマイナスのイメージを受ける。私は「最低そこまでは雇用しなくてはならな

い」という意味の数字だととらえている。雇用促進は大切であるので、「雇用促進のため」としたほうがよいのではないか。

- 事務局：御指摘のとおり。前向きな表現に修正するよう指摘事項として上がっている。修正していきたい。
- 委員：52 ページ、主な施策2の具体的な取組①について。「進路指導担当教員や就労支援コーディネーターの役割を見直し」の趣旨が前後を読んでもよくわからない。どのように見直すのかが書かれていない。また、見直すことによって何がしたいのかが書かれていない。何か趣旨があるのか。
- 事務局：趣旨としては、「役割を見直し、障害の重い生徒の卒業後の生活支援や福祉的就労に向けた進路を支えるネットワークを構築する」につながっている。
- 委員：具体的な手立てを加えたということか。
- 事務局：そのとおりである
- 委員：生涯学習の接続をネットワークに加えていただきたい。
- 委員：「法定雇用率」について。働く側からすると、合理的配慮を受けながら、いかに長く働くか、という視点もある。長く働ける職場作りという視点も入れていただきたい。
- 委員：ここで言う「法定雇用率」というのは、県教育委員会が法定雇用率を達成していないため、掲げているのだろう。
- 委員：52 ページ、主な施策2の具体的な取組②について。職業自立を目指すいわゆる「出口」のキャリア教育と、小学部のキャリア教育が混ざっている。ライフキャリアの視点で整理した方がよいのではないか。

⑤重点項目V「特別支援教育に関する教員の専門性の向上」について

- 委員：60 ページの「専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入」について。高等学校の教員は対象となるか。
- 事務局：幼稚園、高等学校も視野に入れている。
- 委員：通級指導教室があるので、お願いしたい。「一定の基準」というのが気になる。「達人」は更新がなかったと思うが、マイスター制度については、できれば更新し、よい取組を継続できればと考える。人材の採用について。小学校には、特別支援学校の免許をもって採用された職員がいる。免許を持っていることを根拠としているのならば、特別支援学級の担任になっていただくというのはどうかと思う。
- 委員：「専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度」について。マイスターに認定された方には、インセンティブを付ける方向か。認定されたことで仕事が増えるだけにならないようにした方がよいだろう。専門性を高め、優秀な人材を増やすためにも、必要なのではないか。是非ご検討いただきたい。
- 委員：65 ページ 主な施策5「異校種間の計画的な人事交流の推進」について。「対象となった教員がその目的を正しく理解し、使命感をもって職務にあたることが求め

られます」とあるが、異校種間人事交流の現状と課題はどうか。

- 事務局：人事交流は「小中学校において特別支援教育の推進役となること」を目的に、一定の期限のもと特別支援学校で指導に当たる。他課と連携しながら進めている。
- 委員：実際に特別支援学級の教諭となる方は増えているのか。
- 事務局：実際に特別支援学級の担任になるものもいるが、全ての教員がそうなるわけではない。
- 委員：銚子市は、県立特別支援学校と小中学校との間で、比較的人事交流がされていると聞いたがどうか。
- 委員：広域人事交流の一つであるので、他市町村と同じルールで行われている。いくつかの例は聞いている。
- 委員：そういった意味では、職員の中にも人事交流を希望する者もいる。関係性は近い。特別支援学校も各校をまわっているので、助かっている。専門性の向上について。いかに教員を目指す学生を増やしていくかという視点が重要。教員にならずに他の道に進むものも多い。大学との連携を強化し、教員を目指す人材をより多く育てていくことが大切だろう。
- 委員：計画的に行う人事交流の他にも様々な形の人事交流があると思う。これらは交流の数に挙げられていないのか。これらもカウントして数をあげていくことも、どちらにとってもプラスになる。
- 委員：小中高等学校の障害のある方への指導の専門性といったときに、必要なのは発達障害についての専門性だろう。特別支援学校教員免許状取得に必要な大学の単位の中で発達障害に関わるものはわずかである。発達障害への専門性の担保が触れられていないと思うがどうか。
- 委員：60 ページに列記された各教員に求められる専門性の一例について。特別支援学級、通級による指導の担当教員、特別支援学校とランク付けされているように感じる。正しく読んでいただけるように書きぶりを御検討いただきたい。

5 事務連絡等

6 閉会